

「冬道の安全運転5則」を守って、スリップ事故を防止しましょう。

《冬道の安全運転5則》

- 1 スピードは、夏場より10キロ以上減速する。
- 2 車間距離は、路面乾燥時の2倍以上とする。
- 3 急加速、急ブレーキ、急ハンドル等の急激な操作を避ける。
- 4 視界不良時は、前方をよく見て早めに徐行する。
- 5 危険がいっぱい。追越しはしない。

前をよく見て運転集中！
歩行者を守ろう！
ハイビームの積極活用！

◎期間 1月14日(日)～1月20日(土)まで

	午前	午後	夜間
1月 14日 (日)	米沢署管内 駐車違反取締り	長井署管内 駐車違反取締り	南陽署管内 飲酒運転取締り
横断歩行者妨害違反取締り強化日			
15日 (月)	鶴岡署管内(鶴岡市馬場町地内) 横断歩行者妨害違反取締り	寒河江署管内(寒河江市本町地内) 横断歩行者妨害違反取締り	天童署管内 飲酒運転取締り
16日 (火)	山形署管内 駐車違反取締り	酒田署(酒田市上安町地内) 交差点関連違反取締り	新庄署管内 飲酒運転取締り
17日 (水)	長井署管内 駐車違反取締り	村山署管内 駐車違反取締り	上山署管内 飲酒運転取締り
18日 (木)	天童署管内 横断歩行者妨害違反取締り	尾花沢署管内 駐車違反取締り	鶴岡署管内 飲酒運転取締り
19日 (金)	小国署管内 交差点関連違反取締り	上山署管内 横断歩行者妨害違反取締り	米沢署管内 飲酒運転取締り
20日 (土)	庄内署管内 駐車違反取締り	山形署管内 横断歩行者妨害違反取締り	酒田署管内 飲酒運転取締り

注1) 悪天候や事件発生等により予定を変更する場合があります。
注2) 「交差点関連違反取締り」とは、信号無視違反・一時不停止違反等の取締りをいいます。
注3) 必要により、非公開取締りも実施していますので、常に法令を守った運転をお願いします。

☆横断歩行者妨害違反取締り強化日について☆
毎月1日、15日(土、日、祝日と重なる場合は翌日)の交通安全の日(街頭活動強化の日)は、県内一斉に横断歩行者妨害違反取締りを強化します。

歩行者に 日本一 やさしい山形県